

平成27年度
補正予算

総額 45億3,467万円を可決

一般会計 37億1,986万円
 特別会計(9会計) 8億1,481万円

一般会計補正予算の主な事業

く り は ら 交 流 フ ラ ザ 管 理 費	1,644万円
汚 染 牧 草 減 容 化 実 証 実 驗 委 託	2,052万円
旧 富 野 小 学 校 プ ル ル 解 体 工 事 費	1,700万円
築 館 陸 上 競 技 場 改 修 費	4,923万円
災 害 廃 物 処 理 事 業	6,774万円
災 害 吊 慰 金	500万円
災 害 見 舞 金 ・ 避 難 所 経 費	493万円
災 害 援 護 資 金 貸 付	1,700万円
家 屋 消 毒 経 費	230万円
農 林 水 産 施 設 維 持 ・ 災 害 復 旧 費	12億5,817万円
道 路 橋 り よ う 維 持 ・ 災 害 復 旧 費	9億9,260万円
住 宅 応 急 修 理 事 業	2,268万円



秋冷の候、お元気でご活躍のこととお慶び申し上げます。
 9月定例議会が開催され、平成27年度補正予算、条例の制定・改正、人権擁護委員の推せん、平成26年度決算などを審議し、原案通り可決しました。意見書（3件）を採択しました。私は、以下の通り一般質問を行いました。



No. 26号
 (町議会通刊49号)
 2015年10月29日

連絡先
 粟原市築館伊豆二丁目10番43-2
 電話・FAX
 0228-22-2727

主な条例制定

栗原市長の給料の特例
 に関する条例

職員の不祥事に関する監督責任を負い、市長の給料を、平成27年10月1日から同月31日までの間、100分の10を減じて支給するものです。

栗原市個人情報保護条例
 の一部を改正する条例

「番号法」の施行に伴い、平成27年10月から国民一人ひとりに「個人番号」が付番され、平成28年1月から利用開始される。この個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と

定義し、適正な取り扱いの確保、必要な保護措置を講ずるため、改正を行うものです。

栗原市放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

築館と志波姫の両放課後児童クラブの位置を変更し、また一迫地区的4放課後児童クラブ（一迫・金田・長

崎・姫松）を一迫放課後児童クラブに集約するため、改正を行うものです。

栗原市体育施設条例の一部を改正する条例

旧築館高校体育館跡地に整備している築館テニスコート兼ゲートボールコートを管理（利用時間・利用料金等）するため、改正を行うものです。

一、雇用政策について

一般質問（要旨）

積極的な
 求職者支援を!!

平成27年7月の有効求人倍率は、1.23倍です。管内の

平成28年3月新規高校卒業者の求人数は313人、求職者数は122人（男44人、女78人）（内、築館管内42人、県内70人、県外10人）です。一

（2）

中途退職者、中高年齢者（就職支援セミナー）が始まっています。10月15日ハローワーク古川・築館・迫管内の「平成28年3月新規高等学校卒業者面接会」が開催されます。

（1）新規高校卒業者の求人数拡大と求職者支援の取り組みの強化が必要であります。

般は、有効求人1,384人、有効求職者数1,127人です。新規高等学校卒業者の求職活動は9月5日から、選考は9月16日からです。9月1日から9月30日にかけ、就職活動の基本を学

（2）中途退職者、中高年齢者（就職支援セミナー）が始まっています。10月15日ハローワーク古川・築館・迫管内の「平成28年3月新規高等学校卒業者面接会」が開催されます。

（1）新規高校卒業者の求人数拡大と求職者支援の取り組みの強化が必要であります。

（2）中途退職者、中高年齢者（就職支援セミナー）が始まっています。10月15日ハローワーク

金（月10万円）」を受けながら早期就職を目指す取り組みが大切であります。市は、未就労の若者や中高年齢者の再就職を支援する専門の「（仮称）就労支援係」を配置し、ハローワーク策館と連携し、強力に事業を推進すべきであり伺います。

答弁(市長)

(1) 市は築館公共職業安定所や栗原市企業連絡協議会及び各学校などと連携し、「雇用対策推進協議会」などの機会を捉えて、企業に對し雇用枠の拡大を働きかけています。

学ぶための「企業概要説明会」や、市内企業との「就職予備面接会」など、就職への危機意識高揚を目的とした「栗原ジョブフェア」を継続して開催し、生徒・学生の雇用創出確保に努めています。さらに関係機関と連携し、事業を進めていきます。

今年度中に完成予定の三峰工業団地及び第二大林農工団地へのトップセールスによる企業誘致活動を積極的に行つており、新たな雇用の確保を目指しています。

(2) 現在築館公共職業安定所は、会社概要の説明を行う「再就職セミナー」や、直接指導などをを行う「就職

重要で貴重な文化遺産です。極めて
最北の出土例です。極めて
市は、9月4日「栗駒山麓
ジオパーク」に認定されま
した。伊治城跡と隣接して
おり、ジオサイトとしての
評価は一段と高まります。
(1) 入の沢遺跡は、広範
囲に分布しており、未発掘
地区の調査の拡大と現状で

(2) 国道4号築館バイパスは、平成25年3月には志波姫堀口の国道398号交差点まで暫定2車線で供用しています。現在、市道栗原中央線との交差点区間の整備が進められ、平成27年中の供用開始予定です。終点部は、文化財保護課により発掘調査が行われ、国土交通省、県、県教育委員会等との協議が行われています。

ルート変更を!!

(2) 国道4号築館バイパス建設のルート変更を県・国に強く働きかけるべきであり、伺います。

(3) 出土遺物の保存、修復、復元、展示等は、どう行われるか、伺います。

二 文化遺産について

国の史跡指定を!!

号バイパスのルート変更について

の保存、また、国の史跡指定を県と国に強く働きかけるべきであり、伺います。

バイバスの ルート変更を!!

〔2〕 国道4号
ス建設のルート変更を県・
国に強く働きかけるべきで
あり、伺います。

(3) 出土遺物の保存、修
復、復元、展示等は、どう
行われるか、伺います。

答弁(市長)

国道4号築館バイパスは、平成25年3月には志波姫堀口の国道398号交差点まで暫定2車線で供用しています。現在、市道栗原中央線との交差点区間の整備が進められ、平成27年中の供用開始予定です。終点部は、文化財保護課により発掘調査が行われ、国土交通省、県、県教育委員会等と

の協議が行われています。市は、この結果を踏まえ、

支援セミナー」を実施しており、市は広報誌でPRし、側面的な支援を行つていま
す。

公共職業安定所の「雇用対策推進協議会」で情報交換をしており、今後も関係機関と連携しながら、積極的に支援していきます。

(1) 遺跡の保存等

(1) 遺跡の保存等は、社団法人日本考古学協会埋蔵文化財保護対策委員会等が

全てに 自治会館の建設を!!

行政と市民生活をつなぐ
自治会組織と活動、その拠
点施設となる自治会館（地
区集会所）は、極めて重要
である。

活動などです。コミュニケーション推進協議会では、スポーツ、レクリエーション、お祭りなどのイベント事業、健康づくり、郷土芸能伝承などです。

(1) 自治会と地域コミニティ推進協議会の組織構成と活動の内容は、どうか。

(2) 自治会館（地区集合所）について

① 設置済と未設置（自治会名）は、どうか。

② 修繕又は、新築・改築を要望している自治会は、どうか。

答弁（市長）

(1) 自治会が253団体、ミニユニアーティ推進協議会が17団体、地区ごとの自治会数は築館37、若柳40、栗駒49高清水13、一迫33、瀬峰17鶯沢8、金成25、志波姫17花山14です。

ミニユニアーティ推進協議会は、築館1、若柳5、栗駒1、高清水1、一迫4、瀬峰1、鶯沢1、金成1、志波姫1、花山1となっています。

平成26年度の主な活動内容は、自治会で防災訓練、

（2）――①　自治会253のうち、設置は231です。未設置は22で、近隣の公共施設等を利用しています。未設置の自治会は築館5（南町、中町、北町、下町、東町）、若柳5（中町、元町2、元町3、上町、南大通）、栗駒1（耕英）、高清水1（7区）、一迫3（真坂中町、東町、川口中町）、瀬峰2（下富、下田）、鶯沢1（秋法上）、金成1（有壁1区）、志波姫ゼロ、花山3（天ヶ沢、座主、北ノ前）です。

（2）――②　9自治会から新築・改築の相談を受けていますが、いずれも実施に向けた事前協議には至っていません。大規模修繕についての相談はありません。

三、自治会と自治会館について

A detailed illustration of three dark, serrated leaves, likely from a maple or similar tree, arranged in a cluster. The leaves have prominent veins and a slightly irregular shape.

補助金の 引き上げを!!

(3) 栗原市集会施設建設等補助金交付要綱の改正について

① 市街地の地価は高く、用地の取得は、極めて困難である。市有地への建設を可能とすべきであり、伺います。

② 市は、空き家を買い取り、自治会に貸与すべきであります。

③ 人件費・資材が高騰しており、新築（改築）に係る補助金の額「床面積の合計区分による1坪当たりの補助金の額（上限額）、建物の床面積の合計に乗じて得た額」の引き上げ（改正）が必要であり、伺います。

答弁（市長）

(3) ①② 補助金交付要綱では、土地は地域で選定、取得、建物は基準に基づきほぼ全額を補助金として交付し、建設するとしています。自治会で新たに建設することを基本としており、市が空き家を買い取ることは想定していません。

地区内に用地として見込める民有地がなく、かつ活用予定のない市有地がある場合は、その市有地に建設することができます。他地区との公平性から、

市有地の払い下げ価格相当分を補助金から控除するものとしています。

(3) ①③ 人件費、資材費等の値上がりなどにより、新築・改築の補助金上限額を見直し、床面積が140平方

メートルの集会施設の例では、1平方メートル当たり10万8300円から12万8600円に、2万300円引き上げる改正を行い、平成27年度から適用しています。

四、公園整備について

点検・環境整備の徹底を!!

(1) 都市公園・児童公園

幼児からお年寄りまで、全ての市民が集い、憩いの場、コミュニケーションの場、祭りの広場、レクリエーションの場として、幅広く活用されている。

① 旧町村毎の設置とその管理方法は、どうなっていますか。

② あずまや・トイレ・ベンチ・遊具等の日常点検・定期点検、清掃・修繕、下草刈り・樹木のせんてい等、環境整備は、どう行われていますか、伺います。

答弁（市長）

(1) ① 都市公園（a）と児童公園（b）は、平成27年9月1日現在、建築地区はa7・b6、若柳地区

a6・b4、栗駒地区a4・b15、高清水地区b3、一迫地区b1、瀬峰地区b4、鷲沢地区b1、金成地区a3

3・b1、志波姫地区a3で、合わせてa23ヶ所・b35ヶ所です。管理は、主に市で行っていますが、一部業者委託や自治会等に依頼しています。

(1) ② 遊具等の保守点検は、社団法人公園施設業協会が認定の有資格者を置く専門業者に委託し、各種遊具の変形、腐食、劣化などは年に1回整備点検を実施しています。さらに、同協会主催の遊具安全点検講習会に参加した職員を講師として、公園管理を行っている総合支所職員と児童遊園担当職員を対象にした遊具の日常点検講習会を開催し、職員による定期的な点検を実施し、安全管理に努めています。

また、あずまや、トイレ

等の施設の点検や清掃、草刈り、樹木のせんてい等についても、担当職員や委託業者、自治会等において定期的に実施しています。

クロスカントリーのコース整備を!!

（二） 築館総合運動公園「いこいの森」の整備について

(1) 築館総合運動公園「いこいの森」の整備について

① あずまや・トイレ・水飲み場・ベンチ・照明等の増設が必要であり、伺います。

② 散歩コースの遊歩道の維持管理は、どう行われていますか。

③ クロスカントリー競技のコースとして、最適であり整備計画を伺います。

(1) 瀬峰「五輪堂山公園」の整備について

① 遊歩道等の下草刈り、藤棚・桜等の樹木のせんてい等、維持管理は、どう行われていますか。

② ステージの更新、運動広場と付帯施設の更新整備が必要であり、伺います。

答弁（市長）

(1) ① いこいの森にはあずまや2棟、トイレ1力所、水飲み場1力所、ベンチ10基が設置されています。増設の要望は特に出ていません。

（二）（1） 都市公園（a）と児童公園（b）は、平成27年9月1日現在、建築地区はa7・b6、若柳地区

(1) ② 草刈りは遊歩道の両側約40メートル、延長5.2キロメートルを年1回、トイレ清掃、園内ごみ拾い等は冬期間を除き週に2回、業者委託により実施しています。

クロスカントリーのコース整備を!!

（二）（3） 「市総合計画」で築館陸上競技場に隣接の「いこいの森」にクロスカントリーコース整備事業を実施しています。

(1) 定期点検の結果を踏まえ、遊歩道等の草刈りを年5回、藤棚のせんてい、桜のてんぐ巣病対策や枝払いを年1回、また、施設の修繕は状況によりそ

の都度実施しています。

2、瀬峰五輪堂山公園には、毎年4月に「せみね桜まつり」、5月に「藤まつり」等のイベントが開催され、市内外から多くの方が訪れます。

平成27年度にコース選定・基本設計・実施設計を行い、平成28年度にクロスカントリーコース整備事業を計画しています。

平成27年度にコース選定・基本設計・実施設計を行い、平成28年度にクロスカントリーコース整備工事を実施する計画で進めています。

答弁（教育長）

（二）（3） 「市総合計画」で築館陸上競技場に隣接の「いこいの森」にクロスカントリーコース整備事業を実施しています。

(1) 定期点検の結果を踏まえ、遊歩道等の草

刈り、樹木のせんてい等についても、担当職員や委託業者、自治会等において定期的に実施しています。

五、平和政策について

集団的自衛権行使は憲法違反!!

五、平和政策について

(1) 安全保障関連法案について

日本は、第2次世界大戦の敗戦から70年を迎える。日本国憲法のもとで貫して平和国家として歩み続け、今日の平和と繁栄を築いてきました。今、安倍政権が進める「安保法制」によつて憲法がねじ曲げられ、日本の安全保障制度が

180度大転換されようとしています。「安全保障関連法案」は、衆議院で強行採決され、現在参議院で審議されています。集団的自衛権の行使を容認する本法案は、憲法9条に違反する。「存立危機事態」の概念の不明確さから、時の政府の判断により歯止めなく集団的自衛権が行使される危険性が大きである。本法案では、他国軍隊への自衛隊の支援活動は、他の武力行使との一本化が避けられないなど、

2015年10月29日

基本的な部分で憲法に違反している。日本の近代史においても、権力は、ときに暴走します。日本は、憲法のもとに法治国家として成り立っている。憲法を無視したり、軽んじたりする政治は、容認できません。憲法では、権力を縛るという立憲主義を守らなければなりません。著名な憲法学者、元最高裁長官、元内閣法制局長官などいっせいに憲法違反と明言し、批判を強めています。直近の世論調査では、6割以上の国民が本法案に反対しています。栗原市議会は、6月定例議会で「国民的合意のないままに安全保障体制の見直しを行わないことを求める意見書」を全会一致で採択し、内閣総理大臣・衆議院議長・参議院議長に提出しています。

安倍政権は、本法案を衆議院において、今会期中に成立をはかると明言している。今日中にも採択が行われようとしています。

「戦争法案」は 廃案に!!

① 本法案に対する市長の見解を伺います。
② 本法案は、日本を「戦争の出来る国づくり」へと進めるもので廃案とすべきと考えます。市長の見解を

伺います。

答弁(市長)

(一) ①、② 民主主義

の原理原則は最終的には、多数決によって決まるものといつも言っていますが、世論調査などを踏まえれば、國民が納得できる説明に至っていないと感じています。

現在の日本国憲法は昭和22年5月3日施行され、この憲法が戦後の日本の平和を堅持したものと捉えていましたが、地方自治体の首長として発言できる範囲は限られていますので、これ以上の回答は差し控えます。

平和使節団の 派遣を!!

(二) 平和教育について

栗原市は、2010年(H22)6月29日、「核兵器廃絶平和都市宣言」を行い、また、毎年「戦没者追悼式」を開催し、3700余人の戦争犠牲者をいたみ、不戦と世界の恒久平和を希求しています。

戦後70年が経過し、戦後生まれが八割を超える悲惨な戦争の体験・教訓の風化が懸念されています。

① 市は、市内小中学生を

対象とした「(仮称)栗原市平和作文コンクール」の実施、また「(仮称)栗原市小・中学生平和使節団」

を編成し、広島市(または長崎市)に派遣し、「平和式典」への参加、「広島

ドーム」等の視察、体験学習を実施し、平和の尊さを後世に引き継ぐべきであります。

答弁(教育長)

(一) ① 平和の尊さを

後世に引き継ぐことは、現代に生きる私たちの使命であり、また、非常に意義のあることと捉えています。

現在、戦争の悲惨さや平和の大切さ、過去の戦争の歴史については、小学校の社会科や中学校の社会科の歴史分野で学習しています。今後も社会科や道徳等、教育活動全般を通じて平和の尊さや大切さについて考えていくことのできる児童生徒の育成に努めていきます。

その第一は、栗原に住む一人としてなぜ栗原が候補地に選ばれたのかといふ事である。そもそも栗駒山麓はある内陸地震で地滑りや大崩落がおきた所だから選定された事が不思議でならない。何か科学的な根拠があるのであれば市民に説明してもらいたい。

第二に県では、市町村長の会議で栗原・加美・大和が候補地に決まつたと言つて、手続の正当性を主張しているようだが、県民の一人として、しぼりこまれた必然的な理由や経過がよく解らない。迷惑施設は誰も来てもらいたくない。

だから三市町村以外の首長達は「オラ方に来なければマーリイイヤ」と安易な気持ちで押しつけたのではないから疑いたくなるのである。

公平負担の原則こそ大切ではないかと思う。

第三に思うことは、日本の原発政策に根本的な欠陥がある事である。便所のない住宅は欠陥住宅である。これと同様で使用済み核燃料の最終処分場も

がんばる加美町で思う

ヤブニラミ

作らないで原子力発電所を稼働させ続けてきた。

今や福島の原発事故で「安全神話」は完全に崩れ去ってしまった。ドイツのメルケル首相は福島原発の事故に素早く対応して、原発に依存しない国づくりを宣言したし、小泉元首相も同様なことを声高に述べていた。

それなのに現政権は、電気料が上がることとか、ベースロード電源とか言って川内原発の再稼働に踏み切った。福島ではまだ二万人以上が避難生活を余儀なくしているというのに。

しかも原発ゼロの状態でこの夏電力が足りたというのにだーサッパリワカララン!!

社会新報

◆発行所 社会民主党全国連合機関紙宣伝局
週刊(水曜日発行)
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3
電話 代表 03(3592)7515
振替00140-1-3203
◆定価 180円 ◆1ヶ月 700円
◆送料 164円

あなたの御意見、御要望をお寄せ下さい。TEL・FAX 0228-22-2727